

重要事項説明書

(訪問介護・介護予防訪問介護用) <令和6年3月1日現在>

() 様が利用しようと考えている指定居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第53号)」第8条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	メディカルハート株式会社
代表者氏名	代表取締役 前田広美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒666-0115兵庫県川西市向陽台3丁目5番90号 TEL 072-790-1222 FAX 072-790-1244
法人設立年月日	2013年6月19日

2 利用者に対しての指定介護支援を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	ハートヘルパーステーション
事業者番号	兵庫県指定
事業所所在地	兵庫県川西市向陽台3丁目5番90号
連絡先	TEL 072-794-1122 FAX 072-794-2288
管理者	高松 瑞代
事業所の通常の事業の実施地域	川西市、猪名川町一部(白金・つつじが丘・伏見台・松尾台・若葉)

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者(以下「訪問介護員等」という。)が要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護(介護予防訪問介護)を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 指定訪問介護(指定介護予防訪問介護)の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者(要支援者)等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような働きかけを行うとともに、要介護状態又は要支援状態にあたっては、日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。 2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

運 営 の 方 針	3. 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状態等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施時間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状態の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定訪問介護予防支援事業者へ報告することとする。 4. 指定訪問介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状態を把握し、介護保険外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
-----------	---

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～日曜日(12月30日～1月3日を除く)
営 業 時 間	午前9時～午後5時

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～日曜日(祝日含む)
サービス提供時間	365日24時間

(5)事業所の職員体制

管 理 者	高松 瑞代
-------	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1. 事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指導命令を行う。 2. 訪問介護計画書及び訪問介護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。	常勤1人 (兼務)
サービス提供責任者 (介護福祉士)	1. 訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成・変更を行い、利用者の申し込みに係る調整をすること。 2. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。 3. 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。 4. 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。	常勤1人 (兼務)
訪問介護員 (介護福祉士又は、 介護職員初任者研修修了者)	1. 訪問介護計画に基づき、指定訪問介護のサービスを提供する。 2. 訪問日、提供した介護内容等を記載した訪問介護報告書を作成する。	訪問介護員3名
事務職員	介護給付費等の請求業務及び通信連絡事務を行う。	非常勤1名

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービス内容について

サービス区分と種類			サービスの内容
訪問介護計画の作成			利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状態等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成する。
訪問介護の提供	身体介護	☐ 排泄介助	○トイレ介助 ○PTトイレ介助 ○尿器介助 ○パッド交換 ○おむつ交換 ○排尿・排便の回数・性状の観察記録
		☐ 食事介助	○全介助 ○一部介助 ○水分補給・量の記録 ○きざみ食・つぶし食 ○食事量・食事内容の観察記録
		☐ 身なりの保清・整容	○清拭(全身・部分) ○洗髪 ○爪切り(手・足) ○全身浴(入浴・シャワー浴) ○部分浴(手・足・陰部・臀部) ○洗面 ○口腔ケア ○整容 ○更衣介助
		☐ 移動	○体位交換 ○移乗介助 ○移動介助 ○通院・外出介助
		☐ 起床就寝	○起床介助 ○就寝介助
		☐ 服薬	○服薬介助 ○服薬確認 ○薬の塗布 ○点眼
		☐ 自立支援	○とともに行う調理 ○とともに行う家事 ○とともに行う買い物 ○入浴・更衣・移動時等の自立への声掛けと安全見守り ○意欲・関心の引き出し
		☐ その他	
	生活援助	☐ 掃除	○居室・寝室・台所・トイレ・PTイレ・浴室・廊下・階段 ○ゴミ出し ○準備・後片付け
		☐ 洗濯	○洗濯 ○乾燥(物干し) ○取入れ収納 ○アイロン
		☐ 寝具の手入れ	○シーツ交換 ○ベッドメイク ○布団干し
		☐ 衣類	○衣類の整理 ○被服の補修
		☐ 調理配下膳	○一般的な調理 ○配下膳 ○後片付け
		☐ 買物等	○日常的品等の買い物 ○薬の受取り ○通所準備
		☐ その他	
	通院等乗降介助		○外出準備(着替え・整容・持ち物確認) ○車両までの移動介助(歩行や車椅子の介助) ○乗車の介助 ○降車の介助 ○病院内への移動介助(歩行や車椅子の介助) ○受診等の介助(診療受付など)
	退室時の確認		○火元 ○電気 ○水道 ○戸締り等のチェック

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の預貯金通帳などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

【訪問介護職員によるサービス】

1. 基本料金

サービス 内容	時間	単位	料金目安	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
身体介護	20分未満	163単位	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	244単位	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	387単位	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	567単位	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	以降30分増すごとに	+82単位	-	-	-	-
生活援助	20分以上45分未満	179単位	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	220単位	2,200円	220円	440円	660円
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	+65単位	-	-	-	-
身体介護 + 生活援助	身体介護:20分以上30分未満 + 生活援助:20分以上45分未満	309単位	3,090円	309円	618円	927円
	身体介護:20分以上30分未満 + 生活援助:45分以上70分未満	374単位	3,740円	374円	748円	1,122円
	身体介護:20分以上30分未満 + 生活援助:70分以上	439単位	4,390円	439円	878円	1,317円
	身体介護:30分以上1時間未満 + 生活援助:20分以上45分未満	452単位	4,520円	452円	904円	1,356円
	身体介護:30分以上1時間未満 + 生活援助:45分以上70分未満	517単位	5,170円	517円	1,034円	1,551円
	身体介護:30分以上1時間未満 + 生活援助:70分以上	582単位	5,820円	582円	1,164円	1,746円

2. 加算

訪問介護初回加算
200単位

- 朝(6:00～8:00) 夜間(18:00～22:00)は25%割り増しになります。
- 上記の時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。
- やむを得ない事情で、二人の訪問介護員でサービスを実施した場合、利用者の同意の上、二人分の料金をいただきます。
- 身体介護20分未満を行う時は、以下の要件が必要です。
 - 1 夜間、深夜・早朝(午後6時から午後8時まで)に行われる身体介護である。
 - 2 日中(午前8時から午後6時まで)に行われる場合は、以下を満たす時。
 - ・ 利用対象者が、要介護3から要介護5で、障害高齢者の日常生活自立度ランクBからCまでであること。
 - ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議(3月に1回以上開催)において、1週間に5日以上20分未満の身体介護が必要であると認められた時。
- 保険適用外部分について料金を改定する際には1ヶ月以上前に利用者に文章で連絡します。
- 緊急時訪問介護加算は利用者の要請とケアマネージャーが認めた居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- 訪問介護初回加算は新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者が訪問介護又は同行訪問をした場合に加算します。
- 生活機能向上連携加算は、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者がリハビリテーション専門職に同行し、両者の共同による訪問介護計画を作成し、サービス提供を行った時、初回訪問から3ヶ月間加算します。

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。		
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、キャンセル料を請求させていただきます。		
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です	
	サービス利用日の当日	当該サービス料金の100%	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者(お客様)の別途負担となります。		

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに請求書をお渡しし、27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に池田泉州銀行多田グリーンハイツ支店によるお引き落としとさせていただきます。
ウ お支払いの確認ができましたら領収書をお渡し致しますので、必ず保管されますようお願い致します。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護・要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (3) サービス提供は、「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 訪問介護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管 理 者 高 松 瑞 代
-------------	---------------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 状況に応じて市町村、地域包括支援センターとの協力体制をとり適切な対応をします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイドライン」を導守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

8 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護及び介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護(介護予防訪問介護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

10 身分証携行義務

訪問介護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定訪問介護、及び介護予防訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

指定訪問介護、及び介護予防訪問介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス完結日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① 訪問介護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	ハートヘルパーステーション 電話番号 072-794-1122 FAX番号 072-794-2288 受付時間 9:00～17:00 担当者 高松 瑞代
【市町村(保険者)の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の介護保険担当部署の名称)	川西市 072-740-1149 (地域福祉課) 猪名川町 072-766-0001 (福祉課)
【兵庫県(事業所)の窓口】	兵庫県国民健康保険団体連合会 078-332-5617

14 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生省令第53号）」第8条の規定の基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	666-0115 兵庫県川西市向陽台3丁目5番90号
	法人名	メディカルハート株式会社
	代表者名	前田 広 美 印
	事業者名	ハートヘルパーステーション
	説明者名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印